

懇談会開催のお知らせ

平成21年度第4回^{もり}森林の未来を考える懇談会を下記のとおり開催します。

1 開催日時

平成21年12月24日（木） 13時10分から17時まで

2 開催場所

杉妻会館4階 牡丹A

3 懇談会の内容

(協議事項)

- (1) 平成23年度以降の森林環境税を活用した事業のあり方について
- (2) 平成22年度新規事業の追加について (非公開)
- (3) 平成22年度森林環境交付金事業（地域提案重点枠）の審査について (非公開)

4 傍聴手続

- (1) 懇談会の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越してください。
- (2) 会場で受付を行いますので、住所と氏名を記入してください。
- (3) 受付開始時刻は、12時45分です。
- (4) 受付は先着順に行いますが、会場の広さの制約により、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがありますので御了承願います。
- (5) なお、傍聴する場合は、別ページの「傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきます。

5 問い合わせ先

福島県農林水産部森林計画課

電話024-521-7425

傍聴に当たっての留意事項

附属機関等の会議を傍聴する場合は、下記の事項に従って傍聴していただくこととなります。なお、詳しくは、附属機関等の事務局（「懇談会開催のお知らせ」の問い合わせ先）に確認するようお願いいたします。

懇談会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 懇談会の傍聴を希望される方は、懇談会の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

懇談会を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 懇談会開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ウ 懇談会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど懇談会の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- キ その他懇談会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 懇談会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 懇談会中、会場の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、懇談会を途中で非公開とする場合があります。